

第21回原子力損害賠償制度専門部会議事録

1. 日 時 2018年10月30日(火) 17:01～18:01

2. 場 所 中央合同庁舎8号館4階416会議室

3. 出席者 原子力損害賠償制度専門部会構成員

濱田部会長、鎌田部会長代理、遠藤委員、大塚委員、加藤委員、
高橋委員、辰巳委員、又吉委員、山口委員、山本委員、四元委員
オブザーバー

大内氏、大森氏、上妻氏、馬場氏、檜垣氏、渡辺氏

原子力委員会

岡委員長、佐野委員、中西委員

内閣府

増子審議官、佐藤審議官、林参事官、大島参事官、島上参事官

文部科学省

経済産業省資源エネルギー庁

4. 議 題

- 1 意見募集の結果について
- 2 原子力損害賠償制度の見直しについて
- 3 その他

5. 配付資料

- 21-1 意見募集の結果について
- 21-2 原子力損害賠償制度の見直しについて(案)
- 21-3 崎田委員提出資料

6. 審議事項

(濱田部会長) それでは、時間になりましたというか、ちょっと過ぎましたので、これから第21回の原子力損害賠償制度専門部会を開催いたします。

初めに、事務局より資料及び定足数の確認をお願いいたします。

(大島参事官) お手元の資料を御確認ください。本日の配付資料でございますけれども、第21回原子力損害賠償制度専門部会議事次第に続きまして、資料21-1から21-3までございます。乱丁、落丁等ございましたら事務局までお申し付けください。また、第20回の議事録を机上資料として配付しておりますけれども、各委員に既に御確認いただき、原子力委員会のホームページで公開してございます。

本日は遅れて来られる先生もおりますけれども、11名の専門委員の出席予定となっております。原子力委員会専門部会等運営規程第4条に定める定足数を満たしていることを確認させていただきます。

以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

本日は、パブリックコメントをやっておりましたが、その結果の報告と、それから、前回の専門部会の委員からのコメント等を頂いておりますので、報告書の取りまとめに向けた審議をお願いいたしたいと思っております。

それでは、議題の1になりますが、本日の最初の議題である意見募集の結果についてということでございます。前回の第20回の会合において本専門部会での検討を取りまとめた報告書案について御審議をいただき、そして、その後パブリックコメントを1か月間実施させていただきました。このパブリックコメントの結果について事務局から説明をお願いします。

(大島参事官) 資料21-1、意見募集の結果についてでございます。

今、部会長からございましたけれども、原子力損害賠償制度の見直しについて(案)につきまして、意見募集、いわゆるパブリックコメントを実施いたしました。意見募集の期間でございますけれども、平成30年8月10日から平成30年9月10日までの約1か月間行ってございます。実施方法といたしましては、電子政府の総合窓口でございますe-Gov、それから、内閣府原子力委員会ホームページへの掲載等により周知を図り、インターネット上の意見募集フォーム、ファクス、郵送により御意見を募集したところでござ

います。意見件数でございますけれども、168の個人又は団体さんから頂いてございます。

その内容につきまして、1枚おめくりいただきまして、別紙の中の形でまとめさせていただきました。御意見につきましては、全体像が分かるように代表的な意見ということで抽出・整理をさせていただいておりますけれども、基本的には頂いた意見、ほぼ全てについて何らかの形で分類分けをして、整理をさせていただきました。また、この掲載につきましては、そもそも意見募集の中でどこの章に対する意見でございましょうかということで問いかけをしておりますので、それに準じた形で全体から各項目に対しての御意見を掲載させていただいております。

また、その御意見に対する回答につきましては、事務局の方で報告書案でございまして、これまで御審議いただきました資料、御意見などを基に回答を作らせていただいているというところでございます。

主だった御意見について簡単に御紹介をさせていただければというふうに思っております。

まず1ページ目、全体についてでございますけれども、最初の2番目、3番目あたりでは、原発事故の被害に関する御意見でございまして、3番目では原発の新規稼働、再稼働を前提としたところから脱却すべきであるといったような御意見というものがございました。また、下のページ、2ページ目、8番目あたりでは、原子力事業者の予見可能性の確保に資するものになっていないのではないかとというような御意見というものも頂いております。

1枚おめくりいただきまして、3ページ目から今回の報告書案についての各章立てに基づいて分類、整理をさせていただいております。

まず(1)原子力損害賠償制度の見直しに当たっての基本的な考え方等に関するところでございます。①基本的な考え方に対する御意見として、例えば10番目で被害者の損害の完全賠償がなされるべきだという御意見でございまして、12番目でございますけれども、予見可能性の確保について3E+Sの観点から担い手の確保が重要であるというような御意見というものも頂いております。

それから、②東電福島原発事故における原子力損害賠償に係る対応等に対して、今、東京電力若しくは原賠支援機構に基づいて支援をしている部分について御意見が出されております。この部分につきましては、この当部会での検討の範囲を超えているものがござい

ますけれども、可能な限りファクトベースでは答えさせていただいているというところがございます。

続きまして、1枚またおめくりいただきまして、6ページ目まで飛ばしますけれども、6ページ目の③原子力利用の基本的枠組み及びエネルギー政策における原子力の位置づけ等に対してでございます。御意見といたしましては、例えば17番目でパリ協定のもとで原子力依存から脱却を図るエネルギー政策に転換すべきだという御意見に対して、例えば19番目では、原子力が長期的な温暖化対策の面からも寄与するということに対しての御意見というものもございました。また、④電力システム改革の進展につきましては、原子力事業者にとっても電気料金や継続して担い手を確保していく上での問題点というものの御指摘もございました。それから、⑤検討に当たっての留意事項等の部分につきましては、事故リスクの織り込みに対しての検討というものも御意見を頂いてございます。

1枚おめくりいただきまして、7ページ目から、まず(2)原子力損害賠償制度の目的等に対する御意見でございます。①目的につきましては、「原子力事業の健全な発達に資する」という部分の削除をすべきではないかという御意見というものがございます。また、②基本理念に対して、紛争の当事者に対する配慮というような御意見というものも頂いているところでございます。

続きまして、2. 原子力損害賠償制度における官民の適切な役割分担についての御意見でございます。

(1) 原子力損害賠償制度における国の役割に対しては、例えば25番目でございますけれども、事業者任せにせず、国が前面に立って取り組んでいく必要について書き込むべきだという御意見に対して、例えば26番目、国は賠償に関して役割を負うことはない。国が役割を負うことは国民が役割を負うことになるというような御意見も頂いております。また、28番目、次のページでございますけれども、国が講ずる措置によって国民に負担を生じさせるときは、それを事前にきちんと国民に周知し、しっかり討議して国民が決定できるようにすべきだという御意見も頂いております。

続きまして、(2) 原子力事業者の無過失責任については賛同するような御意見を頂いております。

それから、(3) 原子力事業者への責任集中及び求償権の制限についてでございますけれども、ここについては例えば32番目で、資機材提供者、原発メーカーや建設会社へも賠償責任を負わせるべきであるというような御意見というものも出されております。

続きまして、（４）原子力事業者の責任の範囲でございますけれども、ここについての御意見といたしましては、例えば３５番目、現行どおりの無限責任を維持することは極めて遺憾であるという御意見、また、３６番目、無限責任を維持することは妥当としたことは適切であり、将来的にも原子力事業者の無限責任は維持されるべきであるというような御意見もございました。

それから、続きまして、（５）原子力事業者の利害関係者の責任の在り方等でございます。ここにつきましては、３８番目、法的整理が行われても行われない場合でも、利害関係者の責任は明確にする必要がある。また、３９番目、直ちに法的整理するよう法律を定めればよいという御意見。また、４０番目では、賠償のみならず事故収束、廃炉の着実な実施、電力の安定供給等、その対処方法について議論すべきというような御意見。また、４１番目、若干視点は変わりますけれども、原子力事業者の経営規模に応じた賠償制度の構築が必要であるといった御意見もございました。

１枚おめくりいただきまして、１１ページ目でございます。

（６）原子力事業者の免責に関するところでございますけれども、４２番目でございます。日本も免責事項は設定すべきではないというような御意見というものもございました。

それから、（７）消滅時効について、人身・健康損害は時効なしで請求するようにすべきだという御意見もございます。

それから、次のページ、１２ページ目でございます。

３．原子力損害賠償制度における国の措置に関わるところで、（１）賠償資力確保のための枠組みについてでございますけれども、４６番目にありますとおり、賠償措置額１，２００億円について引上げという御意見が寄せられてございます。また、４７番目でございますけれども、引上げに当たっては、原子力事業者の更なる主体的かつ継続的な安全性向上の取組を促すべきであるといった御意見も頂いてございます。

１枚おめくりいただきまして、１３ページ目でございますけれども、４８番で原子力損害賠償制度の見直しについて、引き上げずに据え置いた経緯・理由を明確に詳しく記載すべきであるというような御意見も頂いてございます。

それから、少し飛んでいただきまして、５２番、５３番、５４番では、原子力損害賠償支援機構に対する御意見、御質問というものも寄せられてございます。

それから、１枚おめくりいただきまして、１５ページ目でございますけれども、５７番でございます。原賠法第６条、国による援助の規定の部分でございますけれども、この規定

を削除し、政府による原子力事業者の支援を停止すべきであるといった御意見を頂いてございます。

続きまして、(2) 被害者救済手続に関するところでございます。

②被害者救済手続における実効性の確保に関する部分につきましては、例えば58番目で見直し後も不断の検証を行いながら、継続的な改善を図るべきであるというような御意見。それから、その下、③指針の策定に関する御意見、それから、④和解の仲介等に関して、和解仲介手続に対して被害者の置かれた状況のもとで今後も十分に実情を把握して、長期的な課題として検討していただきたいでありますとか、64番目、和解案の提示に片面的拘束力を持つ裁定機能を付与し、これを法定すべきであるという御意見も頂いてございます。

1枚おめくりいただきまして、17ページ目でございます。

⑤原子力損害賠償紛争審査会、⑥原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）についてでございますけれども、ここについては、現状を見ながら、より制度整備が必要であるというような御意見も頂いてございます。それから、⑦和解仲介手続に係る時効中断（完成猶予）については、見直し案に賛成という御意見もございます。

続きまして、⑧原子力事業者の賠償への対応に係る方針の整備でございますけれども、ここにつきましては、69番目でございます。原子力事業者による方針の作成と公表の内容をより明確にしていきたいという御意見。また、70番目でございますけれども、この公表を義務づけるに当たっても、各原子力事業者の主体的な取組のもとでの柔軟性ある運用がなされるべきであるといった御意見がございます。

それから、ちょっと見づらくてすみません。⑨国による仮払い・立替払いのところでございますけれども、71番目、国によって仮払いを行う制度を整備すべきであると。ただし、原子力事業者にその費用を求償する仕組みは盛り込んでおく必要があるという御意見がございました。

それから、(3) 関係機関間の情報共有、相談・情報提供につきましては、特に相談・情報提供に対して司法書士の活用を検討していただきたいというような御意見というものがございます。また、最後、その他法律に関することでもございましたので、その他ということで文部科学省に対しての御意見というものもございましたので、掲載をさせていただきました。

全体の御意見は以上でございます。この結果につきましては、この委員会のホームページ

でこの資料そのものも公開することになりますけれども、募集をいたしました総合窓口 e-Gov のところにも回答というところで今回のこの資料、パブコメの結果についても掲載をさせていただきまして、全体の回答とさせていただきたいというふうに思っております。

説明は以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

今説明いただきましたように、非常に多くの御意見を頂戴しております。そして、これに対して事務局として回答を作成いただきました。今ご覧いただきましたように、国民の皆様は大変たくさん頂いておりますが、これまでの専門部会での御意見と大きく変わるものではなくて、事務局から専門部会の報告書案、それから、これまでの議論、こういったものを基にして回答を作成いただきました。それぞれ回答いただいておりますが、回答について確認等ございましたら御質問をお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。今日もいつものように名札を立てていただければと思いますが。

この件はよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、こちらの方、意見募集の結果について確認を頂いたということにさせていただきます。

それでは、次の議題の2でございますが、原子力損害賠償制度の見直しについてということでございます。

前回の会合において、報告書案について様々な御意見を頂戴しました。また、先ほどのようにパブリックコメントからも多くの意見を頂いております。そこで、事務局の方で前回会合で議論していただいた報告書案に専門委員から頂いた意見などを反映させた修正案、これを用意いただきましたので、その説明をお願いしたいと思います。お願いします。

(大島参事官) ありがとうございます。続きまして、資料2 1-2でございます。原子力損害賠償制度の見直しについて(案)、本日付の資料でございます。

それでは、時間も限られてございますので、修正した部分について御説明をさせていただきます。

少しおめくりいただきまして、1 ページ目、「はじめに」のところでございますけれども、回数を書かせていただきました。

それから、3 ページ目のところで、すみません、事務局の不手際で若干誤字修正をさせていただきます。それが3 ページ目、それから、6 ページ目の3 行目ぐらいにござい

ます。

それで、大きく修正をさせていただきましたのが6ページ目の2. 原子力損害賠償制度における官民の適切な役割分担の(1) 原子力損害賠償制度における国の役割のところについてでございます。この部分について、前回御議論いただいた案について各委員から非常に多くのコメント、意見を頂いたところでございます。その御意見を踏まえまして、もう少し国の役割の部分について、より明確になるようにという観点から加筆・修正をさせていただきます。

具体的には7ページ目でございますけれども、当初案では、原子力損害の特殊性が明らかになったこと等を踏まえ、国が万全の被害者の救済や迅速かつ適切な賠償がなされるようにすることが重要であるということで書かせていただきましたけれども、もう少し国の役割というのをはっきりさせるべく修正案を作っております。読み上げさせていただきますけれども、このような状況において、原子力事業者が万全の被害者の救済や迅速かつ適切な賠償を最後まで行うよう、国は、引き続き責任を持って原子力損害賠償制度を適切に運用していくことが重要である。このことが、立地地域を始め国民全体の原子力に対する信頼や理解に資するものと考えられる、とさせていただきます。

この修正と同じ趣旨で明確化するという観点で、先に少し飛んでいただきますけれども、12ページ目のところでございます。国の措置の中の前賠法第16条のところの記述についてでございますけれども、後半の4行ほどのところを同じ趣旨で加筆・修正をさせていただきました。ここについては、前賠法第16条の規定は維持することが妥当であるが、今後発生し得る原子力事故への備えとして、前賠・廃炉機構による資金援助の仕組みを活用するなど、国が最後まで責任を持って原子力損害賠償制度を適切に運用し、被害者保護に万全を期すことが重要であるとさせていただきます。

続きまして、ちょっと戻っていただきまして、10ページ目のところで誤字脱字の修正をさせていただきます。

続きまして、11ページ目のところの先ほどの前段のところの賠償資力の確保の枠組みのところの御議論、特に賠償措置の在り方についてのところでございます。前回の部会におきまして、賠償措置の在り方につきましては、文部科学省の方から口頭ではございましたけれども、今回1,200億円の賠償措置額の引上げを行わない旨の理由の説明があったところでございます。これにつきましては、より詳しくなるべく書こうということで、20ページ目のところに文部科学省からの説明していただいたことについてまとめさせてい

ただいております。

20ページ、「今後の損害賠償措置の在り方の検討について」とつけさせていただきます。

「今後の損害賠償措置の在り方については、①民間責任保険については、国内外の保険市場の動向を勘案すれば、当面、現行の引受限度額を引き上げる状況にはないと考えられるが、国内外の保険市場の中長期的な見通しを更に検討する必要があること。②電力システム改革の進展（事業者間の競争環境の激化や総括原価方式の見直し等）による原子力事業者の事業環境の変化を見極める必要があること。③東電福島原発事故後に導入された新しい安全規制への対応や事業者による自主的な取組等によって安全性が向上し、原子力発電所等での事故発生リスクの低減が見込まれており、その評価を見極める必要があることなどから、現時点においては、損害賠償措置額の見直しを行わず、今後、迅速かつ公正な被害者への賠償の実施、被害者への賠償に係る国民負担の最小化、原子力事業者の予見可能性の確保といった観点に十分に留意しつつ、文部科学省を中心に、引き続き検討を行うこととする。」とさせていただきます。この位置付けについては、本文についている形で一体的に報告書の中で取り扱っていただければというふうに思っております。

残りの修正部分でございますけれども、18ページ目でございます。⑨国による仮払い・立替払いのところでございますけれども、これもすみません、事務方の方の少し手直しが足りなかったもので、仮払いについて国による原子力事業者への貸付制度についての制度設計をするというところで、実際に必要な法改正の準備が文部科学省の方で進んでおりますので、ここについては、ほかの章と同じように「枠組みの整備について、必要な法改正を行うことが妥当である。」ということで平仄を合わせていただきました。

それから、(3)のところ誤字脱字の部分について修正をさせていただきます。

本文事項についての修正の説明は以上でございます。

(濱田部会長) どうもありがとうございました。

今説明いただきましたように修正案、細かいところもございますが、特に多くの御意見を頂いた国の役割、それから、賠償資力の確保に関して修正を行っていただきました。国の役割につきましても、官民の役割分担を踏まえて、国が果たすべき役割が明確になるようにという形で修正を加えていただき、また、賠償資力の確保については、前回会合で文部科学省の方から、損害賠償措置の見直しについて文部科学省で引き続き検討する旨の説明、これがございましたけれども、こうした経緯についてしっかり残しておくべきとの意見が

多くございましたので、この文部科学省からの説明の趣旨について報告書の本文に添付する形で修正を加えていただきました。

このような形でこの見直しについての案の修文が行われておりますけれども、それでは、これについて各委員の皆様方から御意見を頂戴できればと思います。それに先立ってですが、崎田委員、今日御欠席ですが、資料を提出いただいておりますので、事務局から説明を頂いて、その後に各委員から御質問、御意見を頂戴できればと思います。

それでは、事務局の方からお願いします。

(大島参事官) 資料 2 1 - 3、第 2 1 回原子力損害賠償制度専門部会意見、崎田裕子、ジャーナリスト・環境カウンセラーでございます。読み上げさせていただきます。

すでに準備を進めておりました行事日程と重なってしまい、欠席させていただくにあたり、ひとこと意見を申し上げます。

「原子力損害賠償制度の見直し」のなかで、福島第一原子力発電所事故の経験を踏まえ、発災時に被災された方への対応が迅速になされるよう、「補償金の国による迅速な仮払い・立て替え払い」と「原子力事業者の賠償への対応に係る方針の整備」が明記され、「和解仲介手続きに係る時効の中断」など具体的な内容も進展したことは、検討の成果と考えております。

ただし、「今後の損害賠償措置の在り方」に関しては、まだまだ意見交換の途中であり、継続的な検討が進められることを願っております。

特に「国の役割」に関しては、原子力事業者が事故リスクの最小化に向けて万全の対策を尽くし、万が一事故を起こしてしまった際には最善の努力をするのは当然ながら、電力自由化などシステム改革が進み事業環境が大幅に変化する中で、国も前面に立って対応することを明記することが社会との信頼関係の構築には重要と考えております。

継続的な検討を期待しております。

以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。崎田委員からの文書を紹介させていただきました。

それでは、皆様方から御質問、御意見等を頂戴できればと思います。お願いいたします。

加藤委員、お願いします。

(加藤委員) ありがとうございます。加藤でございます。この専門部会が本日で最後ということでございますので、一言改めて申し上げたいと思います。

国の責務あるいは国の役割について、7 ページと 1 2 ページに、国が責任を持って賠償制

度を運用していくことなど若干加筆していただきましたが、これが具体論として賠償措置額の引上げにつながらないままこの場を閉じることにつきましては、誠に残念と言うほかはございません。報告書案の12ページには前回示された案文同様、「引き続き慎重な検討が必要である」と記載されております。これは20ページの「別添」に記載いただいているように、民間保険との関係、電力システム改革のもとの事業環境の変化、さらには新規制基準などによる事故リスクの低減といった更なる検討課題を勘案して、現時点では軽々に結論は出さず、引き続き検討を行うという含意を持たせた表現であると理解させていただきたいと思っております。

その上で、20ページの「別添」におきまして、政府として継続的に検討を行っていく旨、明確に意思表示をしていただきましたので、この方針に沿って、自然体で原賠法の次期見直しが必要となる10年の経過を待たずして、迅速に結論を出すべく取り組んでいただきたいと思います。

長い期間にわたりまして、本専門部会での議論に参加させていただき、ありがとうございました。

以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

ほかの皆様、いかがでしょうか。

(辰巳委員) すみません、ありがとうございます。

全体的には意見があるわけじゃないですけども、使われている言葉の中で、原子力事業者の予見可能性という単語がもう頻繁に出てきております。何となく何の予見可能性がよく分からないなというイメージで、原子力事業者の事業継続なり何なりという何か言葉があっがいいのかなとちょっと思ったのですけれども、日本語的にこれでいいのでしょうかと、そういう質問と委員の皆様のお意見も伺いたいというふうに思っています。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。今の予見可能性の点は事務局の方からいかがですか。

(大島参事官) これまでいろいろ20回にわたる資料の中でも何回か原子力事業者にとっての予見可能性というものがどういうものなのかという資料でも御説明をしていたかとは思っておりますけれども、その中でまず一般的に言われているのは、原子力事業者がしっかりと原子力事業というものを継続していけるのかどうかという観点からの予見可能性という部分が非常に大きかったというふうに思っています。

そういう経営を行っていく上でこの部会の原賠という部分、賠償という部分に関していえば、賠償リスクをどういうふうに対応できるのか、これは一義的には財政的な面でございましょうけれども、それ以外にも手続の面でございますとか種々のものが入ってくるというふうには思っておりますけれども、事務局としては、今あるこの部分については、主だっちは原子力事業を継続していくという観点からの予見可能性というものが維持できるのかどうかということだと理解をしております。

(濱田部会長) どうぞ。

(辰巳委員) もちろん全体の文意からそのとおりだというふうには理解しているのですが、ここにあえて書き込まなかった理由というのがあるのかどうか。何となく日本語的にも原子力事業者の予見可能性というその単語自身が何か私にとっては目的語がないというか、何となくちょっと理解しにくい言葉遣いだなというふうに思っただけなのです。

以上です。

(大島参事官) ありがとうございます。

あえて何かを分からなくしようとか曖昧にしようという形で思っているわけではなくて、正直に申しますと、いろいろこの中の検討でもそうでしたし、ほかのところでも原子力事業者にとっての予見可能性という形で使わせていただきましたので、そのまま使わせていただいているというところでございます。

(濱田部会長) それでは、ちょっと私ももう一回これを読ませていただいて、言葉を補う必要があるかどうかというのはお任せいただけますでしょうか。

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

遠藤委員、お願いします。

(遠藤委員) ありがとうございます。

私の方も一言つけ加えさせていただきたいのですが、原賠法の法改正が今回行われることになりまして、第20条の適用期限の延長がなされるわけです。そうしますと、10年後の平成41年に次の期限が来るわけなのですが、その時点まで何も議論しないということではないと思っておりますし、それを別掲にてこの報告書の中にも御表明を頂いているということは、大変意義のあることと考えております。

ただ、以前にも申し上げたのですが、現在の日本の原賠制度は、原賠法プラス支援機構法のセットアップででき上がっている制度でありますので、その全体を議論すること、もっ

と言え原子力政策、エネルギー政策の中でこの原賠制度の位置づけがどうあるべきなのかということも含めて、総括的な議論が深まっていくことを期待したいと思っております。

また、具体的な内容で言えば、以前議論になり、ここでの議論は難易度が高いということで深められませんでした。原子力事業者の破綻の際の仕組みについて、これは今後10年間でいけばもっとリアリティが出てくる可能性がありますので、そこはしっかり整理をしていく必要があるのだろうと思っております。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。確かにやはりこういう問題は大きな視野でこれからも議論を続けていただきたいところですね。

どうぞ、大塚委員の方から先に。

(大塚委員) どうも恐れ入ります。本日の修正で国が最後まで責任を負う、面倒を見るということが入ったのと、それから、損害賠償の措置に関してどこが問題だということを別添で明確にさせていただいたことは大変よかったと思っております。

今、遠藤委員が言われたことは私も前回申し上げたところでございますけれども、法的整理の場合に原子力事業者がどういう扱いになるのかということについては、損害賠償の問題もございまして、廃炉等とか除染とかの問題もございまして、どういう扱いになるかということについてはまだ明確ではないので、是非その点についての整理をしていただく必要があると思います。

1点だけ確認をしておきたいのですが、この間も会議で申し上げましたが、18ページの⑨のところは国による仮払い・立替払いで、相変わらず立替払いが入っているのですが、これは3行目に今回の福島の事故で「国による立替払いが行われた」という趣旨で多分お書きになっているということなのですよ。最後の4行のところは仮払いの話だけになっていて、必要な法改正もそれについてだという御趣旨かと思っておりますので、その点を確認だけさせていただきたいと思っております。見出しは3行目のところについて書いていただけということなのですよ。

(濱田部会長) ちょっと今の点、事務局の方からお願いします。

(大島参事官) 御質問ありがとうございます。

まず先に、法的整理に関する部分につきましては、これは何度か課題としての整理をさせていただいた上で、10ページ目でございますけれども、「法的整理が行われる事態があり得ることから、国は、見直し後の原賠制度において対応可能な事項、対応困難な事項等

を整理し、万が一の事態に備えておくことが重要である」という形で提言的に書かせていただいておりますので、この部分のみならず、ほかにも長期的な課題もしくは検討すべきものというものを提言としてまとめさせていただいておりますので、こういうものも含めて法律を所管しております文部科学省の方で引き続き検討していただけるものというふうに考えてございます。

それからもう一点、18ページ目の国による仮払い・立替払いの点についてでございます。ここについてもこれまで御議論いただきましたことをまとめたという趣旨で、両方を事業者が行う部分での仮払い、それから、今回の福島事故の場合には議員立法で制定された国による直接のいわゆる立替払いというものが行われたところの説明をした上で整理をさせていただいております。

なお、原子力事業者への仮払いがまず第一に重要であろうということで、その部分についての法改正をするべきだということで、仮払いに対しての対応ということで書かせていただいておりますので、この国による資金援助の仮払いについては、福島事故で行われたような国による立替払いのものについては入ってございません。ここについては、いろいろ事故の状況に応じて当然のことながら検討することについて排除しているものではないというふうに思っております。

以上でございます。

(濱田部会長) それでは、オブザーバーの大森さん、お願いします。

(大森オブザーバー) ありがとうございます。

まず最初に、これまでの委員の皆様には原子力損害賠償制度の在り方について活発に御議論いただきまして、心より御礼申し上げます。これまで原賠制度の見直しに当たっては、適切かつ迅速な被害者救済ともう一つ、原子力事業の予見可能性を高めること、この両立が重要と申し上げてまいりました。今回の見直しで法改正する方向にある3点については、事業者としても被害者救済に資するものというふうに考えておりまして、対応が必要なものはしっかりと取り組んでまいります。

しかしながら、もう一方の原子力事業の予見可能性を高めることにつきましては、これまでの部会での御議論でも多くの委員の皆様からその必要性について御指摘いただきましたが、今回の法改正では見送りになるということ、これは大変残念に感じているところでございます。

その上で報告書の取りまとめ案についてですけれども、前回、8月6日の部会におきまし

て、仮に今回の原賠法改正のタイミングで賠償措置の見直しが難しいとしても、文科省さんより口頭で御説明のあった継続検討に関する内容を報告書に反映していただきたいという意見、これは私も含め多くの委員の皆様から出されておりました。本日、事務局から御提示いただいた資料を拝見しますと、報告書本文には反映していただけませんでしたけれども、継続検討に係る見解については、20ページのとおり別添として形に残していただいたことについては御礼申し上げたいというふうに思います。

次に、今後の検討についてですけれども、賠償制度の見直しにつきましては、今回改定されましたエネルギー基本計画の中で、原子力事業者及び国の役割分担も考慮し、賠償に係る国民負担の最小化、原子力事業者の予見可能性の確保といった観点も踏まえつつ、総合的に検討を進め、必要な措置を講ずるとされてございます。また、賠償制度の見直しにつきましては、2011年の原賠機構法の附則と、あと、衆院・参院の附帯決議で指摘されて以来の検討課題でもあります。

こうした点を踏まえますと、報告書案の20ページ、別添の文末に記載されております文部科学省を中心に引き続き検討を行った上で、必要な措置を講じていただけるものと認識してございます。是非、法の適用期限である10年を待たずに、例えばですけれども、電力システム改革の第3段階として法的分離が行われた後など、2020年ないし2020年代前半を一つの目安に検討を行い、結論を出していただくことを改めてお願いいたします。

最後に、私ども原子力事業者は新規制基準に的確に対応することはもとよりですけれども、今年7月に設立されました原子力エネルギー協議会などとも連携しながら、規制の枠を超えたより高い次元の安全性確保に向けた取組を進めてございます。今後も原子力事故を起こさないという強い決意の下に、より一層の安全性向上に向けて取り組んでまいりますので、関係者の皆様の御理解、御支援を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

(濱田部会長) どうもありがとうございます。

それでは、馬場さん、お願いします。

(馬場オブザーバー) オブザーバーの立場で申し上げます。

本部会では、早い回でJAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会の取組をヒアリングいただいたりする中で、迅速かつ適切な原発事故の損害賠償というための検討がこうして20回を超えて議論いただいたことに感謝を申し上げるところであります。

す。ただ、何度も申し上げて恐縮ですけれども、崎田委員が出された意見書の中に「補償金の国による迅速な仮払い・立替払い」が「明記され、・・・検討の成果と考えております。」と書いておられますけれども、実際は国による補償金の仮払い・立替えではないですよ。崎田委員も私もそうですけれども、18ページ目の「国による仮払い・立替払い」というタイトルを見て勘違いをしていたということでもあります。それは前回も申し上げました。

この19ページの一番上の行に書いてありますが、「相当因果関係の立証責任に係る被害者の負担軽減」とあるように、被害の立証責任は被災者・被害者にあるということは原則として変わらないわけで、そうしますと、農業者もそうです、漁業者もそうです、中小企業者もそうです。被害額をいかに迅速に立証するかということが迅速かつ適切な賠償につながるわけで、だからこそ私は前々から申しておりましたが、国であろうが事業者であろうが一日でも早く被災者のところに賠償が届くように、それは国による仮払い・立替払いということがこの議論のスタートだったのではないかと感じておりました。国であろうが事業者であろうが、とにかく仮払いであろうが立替払いであろうが、一日でも早く被害者に賠償が届くこと。このためには、この19ページにあります、立証責任のある「被害者の負担軽減等を図るため、関係省庁、関係団体等——これは我々JAや漁協、商工会等のことも指しておられると思いますけれども——との連携が不可欠である」ということなので、そこに含意が含まれているのかなと思っていますが、何度も言って恐縮です。一番早いのは、国がある程度の仮払いなり立替えをするということは、その立証を手伝っているということになるわけですね。つまり我々の経験から言うと、請求する場合には請求額を特定しないとイケない。それはどういう算定基準でやるか具体化しなければならない。それを自ら算定基準をつくって事業者である東電に請求するというのをやっても、東電はその算定根拠は何ですかとなる。そこは国と我々あるいは県行政と相談したデータですというように説明してやって初めて成立するわけで、私は、ここに時間が掛かったということが今回の一番問題・教訓だと思っています。

だから、一貫して国による仮払い・立替払いと申し上げてきたわけで、そういう面で18ページの「国による仮払い・立替払い」というタイトルでありながら、それはできないのかもしれませんが、事業者への貸付けという結論なのかもしれませんが、タイトルだけ見ると、我々は期待を持って見てしまいますよということは申し上げておきたいし、できるならば23年のときの立替払い法が本則の中に入れて一日でも早い賠償となると、私はいまだに

思っていますし主張したいと思えます。つまりは事業者と被災者の間で、賠償額の算定の和解を早くするためには、国とか県のバックアップがないと進まないということを言いたいわけでありませう。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。今の点、何か事務局からございませうか。

今、御指摘いただいた趣旨、特に国が最後まで責任を持ってこの原子力損害賠償制度を適切に運用していくと、そこに込めてしっかり対応を頂ければというふうに思っておりますが、何かございませうたら。

(大島参事官) ありがとうございます。

まず、電事連さんの言われていることについてはこの中に書いてございませうし、文部科学省の方で前回部会でも説明をしておりますけれども、責任を持って対応していただけるというふうに理解をございませう。

それから、今御質問のありました仮払いに対するところの部分でございませうけれども、今、文部科学省の方で検討していただいている仮払いのところにつきましては、仮払いを国の方で支援をするためには、あらかじめ一定程度のどういう損害になるのかというものを基準として定めながら、仮払資金というものを確保することになるということを検討されているというふうに承知しておりますので、ほかの部分でも既に書いてございませうけれども、いかに指針を早く、また、その指針ができて本賠償に至る部分について関係省庁、関係団体さんともあらかじめ情報交換もしながら、いかに迅速な対応が図れるのかという部分についても対応を書かせていただいておりますので、できる限りしっかり実効性の持った迅速かつ公正な賠償の支払が行われるように手立てを講じていくことが必要だと思っておりますし、法改正のみならずその後の手続の中でも一つ一つ課題を解決していく必要があるのではないかというふうに思っております。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。今御指摘いただきました点、大変現実的に重要な箇所であろうかと思っておりますので、今後のこの制度運用に当たって、しっかり取組をお願いできればと思っております。

ほかに皆様方から。

すみませう、又吉委員、お願いしましませう。

(又吉委員) ありがとうございます。

前回合会において、賠償措置額の見直しが見送られた背景及び同案の継続検討が必要であるとの趣旨を是非明記していただきたいというふうをお願いをさせていただきました。本文に記載されなかったことは残念ですが、別添の中に文部科学省を中心に引き続き検討を行うと明記していただいた点は感謝申し上げたいと思います。今まで御意見のあったのとはほぼ同様です。

加えて繰り返しになりますが、国と事業者の責任の在り方の再検証や非常にいびつな保険と相互扶助スキームのリバランス及び事業者、被害者双方から見た予見可能性の担保、これらの重要な課題に対して、結果としてほぼゼロ回答になってしまったのではないかという点には非常に残念に思っております。関係省庁の皆様の御努力を通じて、是非とも10年を待たず早期の検討再開を期待したいと考えております。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。特にございませんか。

山口委員がまだあれですかね。

(大島参事官) そうですね。予定では、もう来られているはずなのですがけれども。

(濱田部会長) なるほど。

それでは、山口委員はお越しいただければ何か御意見があるかもしれませんので、少しお待ちすることにして、全般的な事柄、これまでの議論の経緯等を含めて、あるいは既に出しておりますが、これからの期待、そういうものも含めて何かございましたら今の段階で頂戴できればと思います。いかがでしょうか。

遠藤委員、すみません、一瞬お待ちいただけますでしょうか。申し訳ありません。遠藤委員から先ほど御意見を頂戴しました。

山口委員には、既にこの資料の方はあらかじめ届いているかと思いますが、何かこれについて御質問、御意見等……

(山口委員) 報告書ですね。せっかくですから。

(濱田部会長) はい。お願いします。

(山口委員) 大変遅れて申し訳ありませんでした。

報告書につきましては今までの審議で御意見申し上げたとおりで、現段階でこういう形でまとめられたということには結構だと思います。あと、今後に向けては、やはり損害賠償の問題というのは、この問題だけを議論していてもやっぱりクローズしないところがあり

まして、実際の原子力発電所の運転の実績ですとか、いろいろな対応ですとか、そういうものを踏まえて今後総合的に議論していただくと。ちょうどエネルギー基本計画も出ましたところですし、是非そういう形で議論がこれから先進められていければというふうに考えます。

すみません、以上でございます。

(濱田部会長) どうもありがとうございました。

それでは、この報告書案の今後の取扱いということになります。専門委員の皆様方から改めて今貴重な御意見等を頂戴いたしました。いろいろ御意見、更に大きなものも含めてございますけれども、この報告書案としてまとめるための議論は大体収束しているかというふうに思いますので、あと若干の文言修正、例えば予見可能性とかそのあたりの修正については部会長にお任せいただくとして、この資料を基本的に専門部会の報告書として原子力委員会に報告をさせていただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、この原子力委員会への報告書ということで、この見直し案を提出させていただくようにしたいと思います。遠藤委員も大変恐縮でした。

(遠藤委員) 申し訳ありませんでした。すみません。

(濱田部会長) ありがとうございます。

これで専門部会として約3年半になりますけれども、大変長い間御審議を頂いて、改めてお礼を申し上げたいと思います。既に御指摘ございましたように、まだこれから検討しなければいけない課題、そして、文部科学省として検討していくというふうに決意表明を頂いている、そういったテーマもございますが、今後もこの部会では随分細かな論点について御検討をしっかりと頂きましたので、それを踏まえながら更に検討が続くということを期待しております。

まだ少し予定の時間も残っておりますので、もし何か全体的なことについて御意見ございましたら頂戴できればと思いますが、いかがでしょうか。

特によろしいでしょうか。

それでは、今後の手続について事務局の方から説明をお願いします。

(大島参事官) ありがとうございます。長い期間にわたりまして御審議いただきまして、本当にありがとうございます。今後の手続について説明をさせていただきます。

この報告書につきましては、明日予定をされております原子力委員会に専門部会報告書と

して提出をさせていただく予定でございます。その後、この見直しの検討につきましては、原子力損害賠償制度の見直しに関する副大臣等会議から要請がございましたので、この副大臣等会議に報告をさせていただく予定としてございます。また、原子力損害賠償法を所管する文部科学省におきましては、報告書で示された提言等を踏まえまして、現在、同法の一部改正法案を国会に提出すべく準備を進めていただいているというふうに承知をしてございます。

手続については、以上でございます。

(濱田部会長) 今後そのような形で原子力委員会に提出をさせていただき、更にまた副大臣等会議にも報告をさせていただき、今後の改正に向けた検討を行っていただくということになります。皆様にはいろいろ御尽力を頂きましたこと、ここで改めて感謝を申し上げたいと思います。

それでは、この専門部会の会合をこれで閉じさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。